

2022（令和4）年度 事業報告書

社会福祉法人山鳩会
せせらぎの里 共同生活援助

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いてく。

（2）基本方針

①利用者の人権を守り、主体的で健康的な生活が送れるよう、個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切かつ効果的なサービスを提供する。

→個々のニーズを受けとめ、本人・保護者のなるべく希望に沿ったサービスの提供を行った。

②安全で、居心地の良い環境を提供する。

→施設内の危険な箇所や安全面の確保はもちろんのこと、住みやすさなどを考慮した環境面の改善や工夫を行った。

③日中活動事業所、その他関係機関等との連携を密にし、切れ目のない支援を提供する。

→日中活動事業所と利用者の健康面や普段の様子等の情報交換を実施した。日中活動事業所と連携を密に行い、利用者の滞在時間やグループホーム職員との関わりを持てるような取り組みを継続して行った。

④介護者の高齢化や親亡き後などを見据え、地域のネットワーク支援体制の構築を図るために、地域生活支援拠点等としての機能を担う。

→相談支援事業所や社会福祉協議会等と連絡を取り合い、利用者の支援に向けて動いた。

（3）中期目標（令和4年度～令和6年度）

①利用者のニーズ、健康、精神衛生等の状態を把握するために、関係機関からの情報を集約し、適切な支援を行う。

→ニーズは主に本人又は保護者の意見を尊重し、日中活動の事業所又は就労先等からの情報などを集約し、適切な支援が出来るように行った。

②せせらぎの里たまこをベースに、ユニット間で必要な情報を共有し、職員間の意識統一とサービスの質の向上に努める。

→ユニット間での連携等は普段よりメール等で実施した。各ユニットで利用者像が違うため一律同じとはいかないが、そのユニットにあったサービスの質の向上を構築した。

③相談支援事業所、社会福祉協議会、医療機関、その他関係機関と連携を図り、利用者の安定した生活を構築する。

→各関係機関と連絡を取り、関係者会議などを実施した。

2. 施設概要

(1) せせらぎの里たまこ 指定共同生活援助（介護サービス包括型）

- ①利用定員 5名
- ②所在地 東京都東村山市多摩湖町二丁目5番地36
- ③開所年月 令和2年10月
- ④施設規模
敷地面積 198.36㎡
延床面積 158.16㎡（小屋裏収納含む181.34㎡）
専用部面積 102.26㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）法人所有 （建物）法人所有

(2) せせらぎの里あおば

- ①利用定員 6名
- ②所在地 東京都東村山市青葉町三丁目21番地1
- ③開所年月 令和4年4月
- ④施設規模
敷地面積 260.33㎡
延床面積 171.86㎡
専用部面積 167.86㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）法人所有 （建物）法人所有

(3) せせらぎの里くめがわ

- ①利用定員 4名
- ②所在地 東京都東村山市久米川町四丁目23番地17
- ③開所年月 令和4年4月
- ④施設規模
敷地面積 158.67㎡
延床面積 140.76㎡
専用部面積 116.01㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）賃貸 （建物）賃貸

3. 職員構成

職 種	配置人数
管理者	1名（兼務）

サービス管理責任者	1名（兼務）
世話人（常勤）	2名
世話人（非常勤）	10名
生活支援員・夜間支援員（非常勤）	10名
合計	23名

4. 利用者状況

（1）障害程度

	1	2	3	4	5	合計
愛の手帳	0名	7名	6名	2名	0名	15名
身体障害者手帳	0名	1名	0名	0名	0名	1名
精神保健手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※身体障害者手帳・精神保健手帳と重複

（2）年齢構成（平均年齢43.4歳）

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男性	0名	3名	2名	6名	3名	1名	15名
女性	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

最低年齢 男…24歳 最高年齢 男…74歳 平均年齢 男…40.6歳

（3）担当福祉事務所

東村山市	杉並区				合計
14名	1名				15名

（4）障害支援区分

区分	なし	1	2	3	4	5	6	合計
人数	1名	0名	0名	3名	3名	8名	0名	15名

5. 日課

（1）月～金曜日

時間	内容
5:30～6:30	起床
5:30～8:30	身支度
6:00～7:30	朝食
6:30～8:50	事業所へ通所
15:40～19:00	帰寮
16:00～21:00	入浴、洗濯
18:30～20:00	夕食
22:00	就寝

(2) 土曜日（日中活動事業所 通所日）

時間	内容
5:30~6:30	起床
5:30~8:30	身支度
6:00~7:30	朝食
6:30~8:50	事業所へ通所
13:00~19:00	帰寮
16:30~21:00	入浴、洗濯
19:30~20:00	夕食
22:00	就寝

(3) 土曜日（日中活動事業所 休所日）・祝日・日曜日

時間	内容
5:30~	起床
5:30~	身支度
6:00~	朝食
12:00~	昼食
16:30~21:00	入浴、洗濯
18:30~20:00	夕食
22:00	就寝

※休日、日中は個々で外出（ガイドヘルパー利用）、もしくは生活支援員と過ごす。

6. 重点目標

(1) 健康・衛生・社会生活

- ①利用者が安心して生活を送ることができるよう、個別支援計画に基づき、個々に応じたサービスを提供する。
→個別支援に基づき、個々に応じたサービスの提供を実施した。
- ②利用者の人権を守り、個性・特性に配慮した自立の助長につながる環境を整備する。
→利用者の個性や特性に配慮し、スモールステップで出来ることに取り組んで頂いた。
「出来ない。」で終わるのではなく環境面や設備面を変えることで出来ないかなどの試行錯誤を実施した。
- ③日々の健康状況を把握すると共に体調不良時は家族や日中活動事業所、バックアップ施設、医療機関等と連携し早期対応を図る。日中活動事業所等と健康診断結果の情報を共有し、健康状態を把握する。
→利用者の健康状況を把握するために日中活動事業所等と健康診断の結果を共有し、通院同行や保護者と通院した場合は結果の共有などを行い、健康状態の把握を行った。
- ④社会生活を円滑に営むために必要な情報を提供し、関係機関と連携し生活の充実を図る。

→利用者個人に必要な情報を提供した。

⑤自治会活動を行い、利用者自身で考え、集団の中で話し合う場面を設ける。

→夕食時やリビングでコーヒータイトム等を設けて話し合う場面を設けた。

⑥食事や行事を通して、季節感や楽しみを感じてもらう。

→各ユニットで季節に応じた食事（クリスマス、恵方巻）の提供等を行った。

⑦自分の空間を大切にしつつも、仲間と一緒に過ごす空間も楽しめるような環境づくりを行う。

→ボランティアが来所しリビングでギターを弾いて頂き、一緒に歌う等の余暇を実施した。

その他にも利用者の誕生日の際にケーキを皆で食べて祝い、一緒に過ごすことが出来るような環境づくりを実施した。

（2）給食

栄養基準量（一人当たりの栄養基準量）

	熱量	蛋白質	炭水化物	脂質	カルシウム	ビタミン		
						B 1	B 2	C
朝	599kal	21.2g	89.5g	15.9g	424.2mg	0.24mg	0.59mg	11.6mg
夕	659kal	23.8g	92.0g	19.4g	444.8mg	0.32mg	0.63mg	11.06mg

*食事の内容などに配慮が必要な方は、主治医の意見に基づき対応する。

（3）年間行事予定

	内容
4月	開所式・お花見会
5月	
6月	
7月	七夕
8月	
9月	
10月	
11月	法人運動会
12月	クリスマス会、忘年会
1月	初詣、成人を祝う会
2月	地域防災訓練
3月	

7. 防災訓練

①防災計画に基づき、利用者や職員が、災害時等に安全に避難できるように、会議や研修等を通じて防災意識の向上に努める。

→毎月避難訓練を実施した。

②災害時等の利用者の安全を確保するため、年2回の防災訓練を行うとともに、地域で開催される自主防災訓練等にも参加する。

→コロナウイルス蔓延により地域での防災活動等は中止となった。

③非常食や非常用の薬の準備を行うとともに、緊急時の連絡先等の管理を行う。

→非常食や防災用品、利用者の非常用服薬の整備を行った。

8. 地域との交流

・地域で開催されるお祭りや行事等に参加し、地域住民等との交流を深める。

→コロナウイルス蔓延により地域行事等は中止となった。地域住民とは利用者と収穫したサツマイモを近隣に配る等交流を実施した。

9. 感染症対策

・感染症マニュアルに基づき、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

→たまこ、くめがわでは感染者が出なかったが、あおばでは感染者が1名出た為感染の拡大が起こらないように感染対策を実施し、感染拡大を食い止めることが出来た。

普段より感染対策を行うようにポスターや声掛けなどの啓発活動にも取り組みを行った。

10. 職員研修

・法人内研修や外部研修に積極的に参加し、利用者の人権擁護・虐待防止やサービスの質の向上に努める。

研修名	実施日	主催	実施場所	参加者
第1回障害者グループホーム従事者基礎研修	7月6日	東京都委託 (株)アイディ	武蔵野スイング ホール	齋藤正昭
第2回障害者グループホーム管理者研修	10月21日	東京都委託 (株)アイディ	武蔵野スイング ホール	齋藤正昭
東京都障害者虐待防止・権利擁護研修	9月5日	公益財団法人東 京都福祉保健財 団	Web	齋藤正昭
社会福祉事業従事者人権研修Ⅱ	12月26日	東京都福祉保健 局	東京都福祉保健 医療研修センタ ー	齋藤正昭
強度行動障害者支援者養成研修	1月27日～ 2月7日	東京都保健福祉 財団	Web	清水元宏

11. 職員会議

・利用者が安心して生活を送ることができるよう、情報共有や研修などを目的として、月1回職員会議を行う。

→職員会議は基本毎月開催予定であったが、8回の開催となった。会議では各ユニットからの報

告や情報共有を図った。

12. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

(1) 苦情解決

- ①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。
- ②担当窓口及び第三者委員を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。
→各ユニットに苦情解決への仕組みや苦情窓口を記載したポスターを掲示し、利用者に分かりやすいように行った。実際に窓口を相談する事案は起こらなかったが、食事に誤ってビニール片が混入した件があり、事故として報告を行った。本人、保護者への説明・謝罪も行った。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切且つ安全に扱う。

→個人情報外部に漏れないようにデータ管理を行った。

(3) 権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

- ①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。
- ②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的開催する。
- ③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

→虐待防止の為に苦情受付のポスター等を掲示し、虐待マニュアルを全職員が目につく場所に設置し、内容の把握をしてもらえるように努めた。

(4) セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

→セクシャルハラスメントが起こらないように注意喚起を実施し、防止に努めた。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	清水 元宏	042-306-2750
担当者	齋藤 正昭	同上
第三者委員	端山 幸子(元社協職員)	

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	清水 元宏	042-306-2750
担当者	齋藤 正昭	同上

虐待防止・身体拘束の適正化

	氏名	連絡先
責任者	清水 元宏	042-306-2750
担当者	齋藤 正昭	同上